

平成 16 年 11 月 26 日

各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田 150 番地 3  
G M B 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 松 岡 信 夫  
( コ ー ド 番 号 : 7 2 1 4 )  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 室 長 阪 口 有 一  
( 0 7 4 5 - 4 4 - 1 9 1 1 )

### 公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 16 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成 16 年 11 月 26 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1 . 発 行 価 額               | 1 株につき 金 1,955 円<br>(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)  |
| 2 . 発行価額中資本に組<br>入 れ ない 額 | 1 株につき 金 977 円<br>(ただし、引受価額が発行価額を上回る場合は、その差額についても資本に組入れない。)  |
| 3 . 仮 条 件                 | 2,300 円から 2,800 円  |
| 4 . 仮条件の決定理由等             | 仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見並びに需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。なお、当該仮条件は変更されることがあります。 |

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 募集及び売出しの概要

- |                           |  |                        |
|---------------------------|--|------------------------|
| (1) 発行新株式数及び<br>売 出 株 式 数 | 発行新株式数<br>売出株式数  | 普通株式 450,000 株<br>普通株式 |
|                           | イ 引受人の買取引受による売出し   | 450,000 株              |
|                           | ロ オーバーアロットメントによる売出し  | 上限 135,000 株 (注)       |
| (2) 需要の申告期間               | 平成 16 年 11 月 30 日 (火曜日)<br>平成 16 年 12 月 6 日 (月曜日)  |                        |
| (3) 価格決定日                 | 平成 16 年 12 月 7 日 (火曜日)<br>〔一般募集における価格 (発行価格) 及び売出価格は、発行価額以上の価格で仮条件により需要状況等を勘案したうえで決定する。〕 |                        |
| (4) 申 込 期 間               | 平成 16 年 12 月 9 日 (木曜日) から<br>平成 16 年 12 月 14 日 (火曜日) まで                                  |                        |
| (5) 払 込 期 日               | 平成 16 年 12 月 16 日 (木曜日)  |                        |
| (6) 配 当 起 算 日             | 平成 16 年 10 月 1 日 (金曜日)   |                        |
| (7) 受 渡 期 日               | 平成 16 年 12 月 17 日 (金曜日)  |                        |
| (8) そ の 他                 | 今回の公募による新株式発行にあたっては、当社の従業員持株会に対して、募集・売出株式数のうち 10,000 株を上限として株式を販売する予定であります。              |                        |

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、公募及び売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、UFJつばさ証券株式会社が、当社株主から 135,000 株を上限として賃借する当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成 16 年 11 月 12 日開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 135,000 株の第三者割当増資 (以下「本件第三者割当増資」という。) を、平成 17 年 1 月 18 日を払込期日として行うことを決議しております。

また、UFJつばさ証券株式会社は、平成 16 年 12 月 17 日 (金曜日) (上場予定日) から平成 17 年 1 月 13 日 (木曜日) までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借した株式 (以下「賃借株式」という。) の返却を目的として、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を、株式会社大阪証券取引所市場第二部において行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引に係る賃借株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、UFJつばさ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに依る予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 第三割当増資の条件

- |                        |        |           |
|------------------------|--------|-----------|
| (1) 発行価額               | 1 株につき | 金 1,955 円 |
| (2) 発行価額中資本<br>に組入れない額 | 1 株につき | 金 977 円   |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分) をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。